

サプライチェーンや事業投資先のサステナビリティマネジメント

当社は、様々な事業活動に合わせたサステナビリティマネジメントを通じて、サプライチェーンや事業投資先における人権・労働及び環境等への配慮に努めています。

■ サプライチェーン・サステナビリティ調査

当社は、取引の開始前に「サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」をすべてのサプライヤーに通知し、当社のサステナビリティ方針に関するコミュニケーションを深めています。取引開始後は、重要サプライヤーを対象とするサステナビリティ調査を毎年実施しています。

サステナビリティ調査におけるアンケートは、組織の社会的責任に関する国際規格であるISO26000の7つの中核主題*を必須調査項目とする設問で構成されています。高リスク国・取扱商品・取扱金額等の一定のガイドラインに基づき重要サプライヤーを選定しており、当該サプライヤーからの回答入手後、毎年約300社を対象に各カンパニーの営業担当者や海外現地法人・事業会社の営業担当者がサプライヤーを訪問し、アンケートの回答に基づくヒアリングを実施しています。ヒアリングの結果、「サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」の趣旨に違反する事例が確認された場合には、対象となるサプライヤーには是正措置を求めると同時に、必要に応じて現地調査を行い、指導や改善支援を行っています。

2023年度は305件の調査を行い、34社のサプライヤーに追加確認を行いました。直ちに対応を要する深刻な問題は見つからず、調査時に挙げた懸念事項についても迅速な改善措置や対策等を確認しています。このような調査・レビュー等の取組みを通じて、サプライチェーンにおける実態把握と問題発生への未然防止に努めていきます。

* 組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画及びコミュニティの発展

サプライチェーン・サステナビリティ調査の詳細は、当社ウェブサイトをご参照ください。
 担当部門・取扱商品特有の追加調査項目や2023年度調査の詳細等を開示しています。
https://www.itochu.co.jp/ja/csr/society/value_chain/system/

2023年度調査対象社数の地域別内訳

欧州・CIS	アフリカ	中東	中国	アジア(除く中国)	大洋州	北米	中南米	日本
5社	7社	9社	56社	169社	5社	3社	22社	29社

サステナブルな天然ゴムのバリューチェーン「PROJECT TREE」の生産現場訪問

タイヤ等の産業用ゴム製品や日用品等に幅広く使われる天然ゴムは、原料の多くが東南アジアで生産されますが、天然ゴムの原料となるパラゴムノキの樹液の採取は、その多くを数百万とも言われる小規模農家が担っており、現場では自然林の違法伐採、小規模農家の貧困、未熟な農業技術等多くの課題が残っています。当社は、タイヤのバリューチェーン上の企業と共に、原産地情報付きの天然ゴムを調達し、タイヤメーカーへ販売、協賛タイヤの売上の一部を小規模農家へ還元する仕組みである「PROJECT TREE」を推進しています。

天然ゴム加工会社であるインドネシアAneka Bumi Pratama社の専任スタッフチームが、点在する生産地を日々巡回し、小規模農家に対し生産地データの入力支援や実地監査、原料の生産性向上への研修活動を実施しています。研修では、天然ゴム業界の課題についてイラストを使用して分かりやすく伝え、原料の樹液を採取する時の切り込みの高さや角度、頻度等の生産性向上に向けた取組みを説明し、活発な質問が飛び交いました。本プロジェクトに参加する小規模農家を増やしていくことで、サステナブルな天然ゴム業界の実現を目指します。



GPSによる生産地の特定



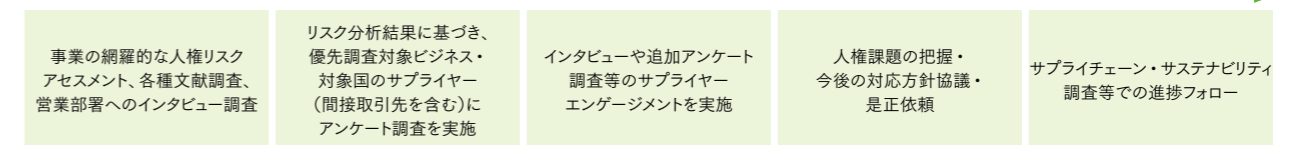
生産性向上の研修

「PROJECT TREE」の詳細はプロジェクトのウェブサイトをご参照ください。
<https://project-tree-natural-rubber.com/jp/>

■ 人権デューデリジェンス

当社グループは、世界規模での人権の尊重・配慮を重要課題と捉えています。2019年4月に策定した伊藤忠グループ「人権方針」に基づき、毎年事業領域(カンパニー)毎に人権デューデリジェンスを実施しており、ステークホルダーの人権へのマイナス影響の防止・軽減を図っています。外部専門家の協力の下、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」において詳述されている手順に従って、人権デューデリジェンスの仕組みを構築しています。労働環境の評価規格であるSA8000及び「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」の5つの中核的労働基準等の国際基準を参考に、人権リスクが比較的高い分野・商品を絞り込み、アンケート・現地監査を実施しています。

人権デューデリジェンスの実施フロー



人権デューデリジェンスの詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。
https://www.itochu.co.jp/ja/csr/society/human_rights/

2020年度から、毎年1カンパニー毎に人権デューデリジェンスに取り組んでおり、これまで食料カンパニー、金属カンパニー、繊維カンパニー、住生活カンパニーを対象に実施しました。2023年度の住生活カンパニーにおける人権デューデリジェンスの概要は以下の通りです。2024年度は第8カンパニーを対象に人権デューデリジェンスを実施しており、今後も他の事業領域に展開して実施する方針です。

住生活カンパニーにおける人権デューデリジェンスの概要(2023年度)

対象	内容	課題・発見事項
調査対象としたテーマ	児童労働、強制労働、安全で健康な職場環境、結社の自由と団体交渉権、差別、懲罰、労働時間、報酬、地域社会・住民への影響	人権課題： 特定事項なし
対象商品	木材製品、木材チップ、パルプ、天然ゴム	発見事項： 労働安全や健康・衛生、通報システムの導入・周知
アンケート対象先の選定基準	取引額、所在国（天然ゴム60%、その他70%をカバー）	上記の事項に対し、対応を推奨し、今後サプライチェーン・サステナビリティ調査等を通じ、対応状況を継続してモニタリングする
アンケート調査	64社	
コンサルタントによる追加調査先	31社	
現地訪問・ヒアリング	3社	

2023年度は、住生活カンパニーが取扱う木材製品、木材チップ、パルプ、天然ゴムを対象に、上記「人権デューデリジェンスの実施フロー」の通り調査を実施しました。調査対象としたテーマについて、既に発生している、あるいは顕在化が直ちに懸念される人権課題はありませんでしたが、当社が外部専門家と共に行った現地監査では、経営者インタビューや従業員ヒアリング等を通じ、労働安全、従業員の住居環境・工場における健康・衛生、匿名通報システムの設置・周知について改善余地が発見されました。当社から、当該会社に対し、改善への対応とその報告を依頼しました。毎年実施しているサプライチェーン・サステナビリティ調査の対象先に当該会社を加えることで、引き続き継続的に対応状況をフォローしていきます。



経営者インタビュー



工場監査